担当課:デジタル変革課 連絡先:024-521-7134

<課 題>

- ●ICTの専門性が高い人材 の確保が困難。
- ●日々の業務に忙殺され、 新技術の導入等を検討す る余裕がない。



<支援策>

●専門家を派遣し、DXを推 進するにあたっての課題 に対して解決策の提案や 助言を行います。



<効 果>

- ●行政サービスの向上
- ●業務効率化・高度化

<支援策の概要>

1)実施期間 令和6年4月~令和7年2月

②内容 ふくしまして工利活用推進協議会を活用し、市町村へして工の専門家(会員企業)を派 遣し、DXを推進するにあたって市町村が抱える課題を解決するため、企画・立案や 仕様書作成の支援を実施する。

- ③スケジュール ・ふくしま | CT利活用推進協議会運営委員会で支援内容を決定。(令和6年4月頃)
 - ・市町村に事業を通知し、応募があった市町村に対して順次支援を実施。

(令和6年6月頃~令和7年2月)

④実績(令和5年度) 20市町村に対し支援を実施。

- ●支援メニューは毎年要望等を踏まえ改訂しており、令和5年度は職員のITリテラシー向上やスキル アップ、職員の意識改革を目的とした推進会議への支援等のメニューを多く活用いただいております。
- ●国では、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和4年12月策定、令和5年12月改訂)を策定 し、デジタルを活用した地方創生を推進するとともに、自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX)推進計画(総務省)や自治体DX推進手順書(総務省)などを策定し、自治体のデジタル化を 支援しています。
- ●本事業を活用し、県としても、市町村のデジタル化を支援しております。 支援に係る費用は全額県負担となりますので、積極的にお申込みください。



担当課:男女共生課 連絡先:024-521-7188

<課 題>

●市町村では計画策定・改定に係るマンパワーやノウハウが不足



<支援策>

●計画策定・改定に係る**助 言等**を行います。



<効果>

- ●効果的な計画の策定・改定
- ●男女共同参画社会の形成

<支援策の概要>

1 支援の内容

男女共同参画基本計画未策定または改定予定の市町村へ男女共生課及び男女共生センター職員が計画策定または改定に係る助言や情報提供等を行います。

- ※対面での相談(訪問またはオンライン)等、要望に沿って対応します。
- 2 申込方法

男女共生課へお申し込みください(随時)。

3 計画策定状況

58市町村(13市30町15村)で策定済み【R6.1.1現在】

※改定時期は市町村によって異なります。

- ●男女共同参画の取組を進めることは、男女を問わず、誰もが住みやすい地域づくりに つながります。
- ●計画を策定または改定したいが、どこから手をつければよいか分からないといったお悩み 解決のお手伝いをいたします。



3-3 (更新) 市町村脱炭素計画策定支援事業

担当課:環境共生課 連絡先:024-521-7813

<課 題>

- 地球温暖化対策推進法に規定される地方公共団体実行計画(区域施策編)の県内市町村策定率39%と低調
- 特にノウハウが不足している市町村に対する技術的支援が必要



<支援策>

● ふくしまカーボンニュートラル実現会 議市町村部会の浜通り・中通り・会津 の方部別の開催及び計画策定アドバイ ザーの派遣等を通じて、市町村の脱炭 素計画策定及び策定後の計画推進を支 援します。



<効 果>

- 計画策定済市町村の増加
- 地球温暖化対策、カーボンニュートラルの推進

<支援策の概要>

- 1 実現会議市町村部会の開催 (県内3方部×対面1回+全体オンライン1回)
 - 地球温暖化対策に関する国・県の施策説明
 - ・ 地域に応じた課題等について、専門家による講演を実施
 - ・市町村の計画策定状況や計画推進策等に関する情報共有
 - 年度末にアドバイザー派遣を受けた市町村の事例(進捗)発表 をオンラインで開催
- 2 計画策定アドバイザーの派遣(全6回(対面))
 - 知見を有する専門家を希望する市町村へ派遣
 - 計画策定にあたっての助言を実施
 - ・地方公共団体実行計画(区域施策編)とあわせて地方公共団体 実行計画(事務事業編)や気候変動法に基づく地域気候変動適 応計画を策定する場合についても助言を実施

ふくしまカーボンニュートラル実現会議

<実現会議の体制図>

総会

団体数 216団体 学識経験者5名

(代表) 知事

(副代表) 部門ごとの代表団体の長

(委員)各団体の長+市町村長+学識経験者

企画委員会

20団体

(委員長)生活環境部長

(委 貝) 部門ごとの代表団体から代表が指名する者

市町村(行政)部会

59市町村+7振興局

【会津、中通り、浜通りの3地方で開催】

(部会長) カーボンニュートラル推進監

(部会員) 各市町村担当課長及び地方振興局県民(環境) 部長

2050年カーボンニュートラル実現へ向けて、計画の策定に取り組みましょう!

環境省等の補助金等を申請 する場合に、計画策定が条件 となっている場合があります。



担当課:消費生活課 連絡先:024-521-7737

<課 題>

- ●消費生活相談員を配置しているが、十分な研修ができず**専門** 知識の習得が難しい。
- ●消費生活相談員がおらず、**住** 民の困りごとに十分な対応がで きない。



<支援策>

- ●新たに相談員を配置するな どした市町村に、**県の相談員 や担当者が訪問し支援**します。
- ●相談員の疑問に、電話やオンラインで適宜支援します。



<効果>

- ●消費生活相談体制の 強化と充実
- ●住民の消費生活にお ける安全安心の確保

<支援策の概要>

1 市町村巡回訪問

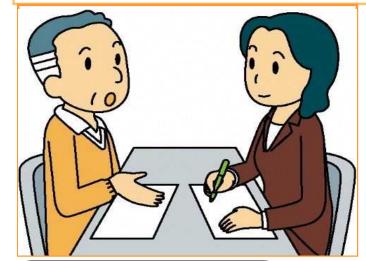
消費生活相談員を配置している市町村に、県の相談員が定期的に 訪問し支援を行います。(令和5年度実績(見込み)10市町53 回)

2 市町村相談窓口支援

消費生活相談員の配置や消費生活相談窓口の強化を検討している 市町村に、県の担当者が訪問し支援を行います。(令和5年度実績 (見込み) 14市町15回)

- 3 新任消費生活相談員へのOJT研修 新たに市町村の消費生活相談員となった方に、OJT研修を行います。(令和5年度実績(見込み) 3市町7回)
- 4 スケジュール 1については該当市町村に3月までに個別照会予定。 2と3については随時照会予定。 また、いずれについても随時お問い合わせください。

消費生活相談(消費者庁イラスト集より)



未成年者や見守りが必要な 高齢者などからの相談が寄せ られています。様々な相談・支 援策がありますので、お気軽に ご相談ください。



3-5 埋蔵文化財調査技術協力

<課 題>

- ●**専門職が不在**又は財 政上**確保が困難**。
- 専門職がいても少数で、手が足りない。



<支援策>

●市町村の埋蔵文化財に係る調査・協議等について、県の担当者が積極的に相談を受け、指導助言・支援を行います。状況によって、県の担当者等の専門職を派遣し、調査の支援をします。



<効 果>

- ●事業のスムーズ な推進。
- ■調査から協議までの流れの理解。

<支援策の概要>

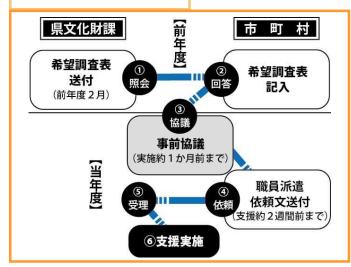
1 調查技術協力支援

- ①支援を行う職員:県の職員とともに県の委託により 公益財団法人福島県文化振興財団の職員が実施します。
- ②支援の内容
 - ・調査全般及び資料の整理・報告書に関すること。
 - ・出土遺物の整理・保管・展示等に関すること。
- ③派遣期間: 土日祝日を除く連続2週間を原則とします。
- ④費用負担:派遣職員の旅費は、県の旅費規程に準じて ご負担いただきます。
- ⑤申し込み:前年度の2月に照会をかけます。

2 その他

埋蔵文化財保護行政についてわからないことがあれば、いつでもお気軽に御相談ください。

支援の主な流れ



支援が必要と判断した場合は、年度末を待たずともまずはご連絡ください!



3-6 文化財保存支援事業

<課 題>

文化財に関する専門知識を有する職員が不在である市町村が 多いことから、文化財の保存に 関して適切な対応ができない ケースがある。



<支援策>

各文化財の担当職員による助言及び支援を行います。必要に応じ、**福島県文化財保護審議会委員**をはじめとした**文化財 有識者**と連携し、現地支援を行います。



<効 果>

- ・県内文化財の**保存体 制**の強化
- ・文化財に関する**知識** 及び**保護意識**の涵養

<支援策の概要>

有形文化財、無形文化財等に関わる現地指導及び支援

- 1 時期 随時対応しますが、場合によってはお待ち頂くことがあります。
- 2 場所

基本的に、現地(文化財所在地)に赴いて指導助言を行います。 依頼に応じ、文化財保護審議会委員等の文化財有識者とともに支援 を行います。

- 3 対象
 - ① 有形文化財(建造物、美術工芸品、考古資料等)
 - ② 民俗文化財(有形及び無形)
 - ③ 無形文化財(文化財保存技術等)
 - ④ 史跡、名勝、天然記念物

修理修繕、保存に関する技術的指導及び行政対応上の助言等を行います。

建造物の現地指導の様子



県内の文化財を守り、福 島県の良さを次世代に伝え ていきましょう!



担当課:復興・総合計画課 連絡先:024-521-7109

<課 題>

●市町村によっては、マンパワー不足等により、計画の策定を民間に全面的委託せざるを得ず、自前での策定ノウハウの蓄積が少ないところがある。



<支援策>

●県が行ってきた**総合計画 の策定のノウハウの共有** など計画策定に関する支援を行います。



<効 果>

●市町村において、自前で の総合計画策定のノウハ ウが蓄積される。

<支援策の概要>

①実施時期 随時相談(日程・内容を調整の上、決定します。)

②内 容 県職員を派遣し、県が総合計画策定に当たって初めて取り組んだ住民参加型ワークショップの実施方法や指標の設定方法など、総合計画策定に係るノウハウを共有します。

(例)・理念(将来像)の考え方(SDGsの取り入れ方を含む)

- ・主要施策の設定方法
- ・ 指標の設定方法 等

③実 績 実績なし

(令和5年度)

- ●総合計画は自治体における行政運営上の最上位の計画(指針)です。
- ●計画の策定においては、地域社会の状況を十分に分析し、地域特性や課題、 住民の状況を的確に把握し、それを向上させる目標を設定するとともに、それを 達成するための計画的な取組が必要になります。
- ●計画策定に関して不明な点等があれば、どのようなことでも御相談ください。



担当課:教育庁文化財課 連絡先:024-521-7787

<課 題>

文化財保存活用地域計画を策定 したいが、策定の進め方、文化 庁認定に向けたスケジュール、 記載すべき内容等に不明な点が ある。



<支援策>

文化財保存活用地域計画の策定に関して、 県の担当者が市町村からの相談に対し、 先行事例の紹介や文化庁との調整などを 通し、積極的に指導助言・支援を行いま す。



<効 果>

地域の文化財の総合的・ 計画的な保存・活用の推 進

<支援策の概要>

文化財保存活用地域計画策定に関する指導助言・支援

1 文化財保存活用地域計画

各市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランです。文化財の保存・活用にかかる課題、保存・活用を図るための措置などを記載することとされており、県が定めた文化財保存活用大綱に照らして適切なものである必要があります。

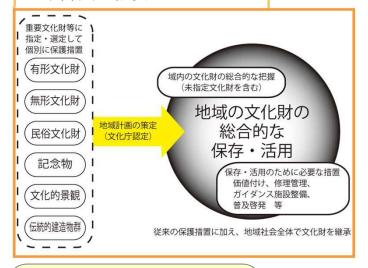
2 支援の時期

文化財保存活用地域計画の策定及び文化庁認定には一定のスケジュールがあります。まずは御一報ください。

3 支援の内容

全国的な先行事例の紹介や文化庁との調整などを通じ、指導助言・支援を行います。特に災害発生時の文化財救援活動の手順、文化財の防災・減災のための悉皆調査の実施方法、文化財浸水ハザードマップの作成方法等について、必要な支援を行います。

地域計画の概要



地域の宝である文化財を総合的・計画的に保存・活用するための「地域計画」です。 ぜひ御相談ください!



3-9 (更新) 会津大発DX人材活用実証事業

担当課:デジタル変革課 連絡先:024-521-7134

<課 題>

- ・ 市町村は、地域課題の解決 を図るためデジタル技術を活 用するという発想や必要な人 材が不足。
- ベンチャー企業は、地域へ の貢献志向が強いが、市町村 とのつながりが希薄。



<支援策>

- 市町村と会津大発ベン チャー企業とをマッチングし、 市町村のDX・地域の課題の 解決のための事業を実施。
- 検証結果は、県内市町村に 情報提供。



<効 果>

- ・ 行政サービス高度化・効率 化や地域課題の解決。
- ・ 会津大発ベンチャー企業の 地域のDX人材(企業)とし ての育成・定着。

<支援策の概要>

- 市町村と会津大発ベンチャー企業とをマッチングし、行政サービスの高度化・効率化、地域課題の解決等を図る実 証事業を行い、県内市町村に検証結果等を情報提供する。
- 事業費 3,000千円 ※令和6年度は2事業程度を新規マッチング予定

【実証事業(案)】

- LINEを活用した情報発信・コミュニケーション
- 地域コミュニティ限定SNSサービス(町内会限定、独居老人見守り等に活用)

市町村とベンチャー企業の双方のニーズやノウハウ等を探りながら、有効で横展開が可能な事業を実施していきたいと考えております。会津大発ベンチャー企業と一緒に地域課題の解決に挑戦してみましょう。



3-10 生涯学習講座企画・運営支援

担当課:生涯学習課 連絡先:024-521-7404

<課 題>

●生涯学習講座に専属で携わる職員が少なく、住民への生涯学習講座の提供を維持することが困難



<支援策>

- ●近隣市町村が連携して講座を企画・運営できるようマッチングを 支援します。
- ●講師情報や講座の事例をもとに講 座の企画を支援します。



<効 果>

- ●限られたリソースで 講座を充実
- ●身近な市町村で多様 な講座を受講できる

<支援策の概要>

【市町村】

次のような課題を想定

「新しい講座をやりたいがマンパワーが足りない」 「町民から希望のある講座をどう企画していいかわからない」等

相談

【福島県生涯学習課】

- 1 市町村連携による講座の企画・運営支援
 - 対象市町村の現状・課題の把握
 - 近隣市町村の状況確認
 - 連携策の検討・実施調整(近隣市町村での講座の受講、持ち回りでの講座の開催等)
- 2 講座の企画支援
 - 対象市町村の現状・課題の把握
 - 講師の選定、講座の内容等の提案
 - 広報に関する支援

<市民大学設置検討委員会への参加>



住民が豊かに暮らせるよう 近隣町村の連携を強化し 生涯学習を充実させよう!



担当課:ふくしまぐらし推進課 連絡先:024-521-8023

<課 題>

- ●効果的な相談対応が分 からない。
- ●県外の移住希望者と直 接話せる機会が少ない。



<支援策>

●ふくしま市町村等出張相談デスクを活用した際の移住相談対応を支援。



<効 果>

- ●相談対応のノウハウ 習得
- ●相談者ニーズの把握

<支援策の概要>

1. 開催方法

東京交通会館(東京有楽町)内に設置するふくしまぐらし相談センターの相談ブースに市町村職員等が来所し、センター相談員とともに移住希望者等の相談に応じる。

- 2. 開催日 火曜日~日曜日のうちセンター相談員の出勤日(10:30~ 18:00)
- 3. 予約方法 希望日の2ヶ月前までにふくしまぐらし推進課及びセンターに 連絡する。
- 4. 実績(令和5年度)(R5.12.31時点)福島市、白河市、西会津町、富岡町計10回開催、相談件数30件
- ※詳細は「ふくしま市町村等出張相談デスク実施要領」をご確認ください。
- ※市町村職員の旅費等は市町村負担となります。

ふくしまぐらし相談センター



センターの相談員が同席し、相談対応をサポートします。



担当課:ふくしまぐらし推進課 連絡先:024-521-8023

<課 題>

●県外の移住検討者に地域の魅力をアピールする場がない。



<支援策>

●市町村が移住セミナー等を開催する際の、企画・運営を支援



<効 果>

- ●市町村の認知度向上
- ●移住希望者増

<支援策の概要>

1. 開催方法

東京交通会館(東京有楽町)内の認定NPO法人ふるさと回帰支援センターのセミナールームを使用して、県外移住検討者向けに移住セミナーを実施する。

- 2. 開催日 火曜日~日曜日のうちセミナールームに空きがある日
- 3. 予約方法 センターのセミナールーム予約フォームよりお申し込みください。
- 4. 実績(令和5年度)(R5.12.31時点) 玉川村、会津美里町、小野町
- ※セミナー開催に係る経費は市町村負担となります。

移住セミナー



経験豊富なセンターの相談 員がセミナーの企画・運営を サポートします。



3-13 (新規)消費者安全確保地域協議会(見守り体制)設置支援

担当課:消費生活課 連絡先:024-521-7180

<課 題>

- ●高齢者の消費者被害問題 について、高齢福祉部門 との連携ができていない。
- ●人員不足等で協議会設置 まで手が回らない。



<支援策>

●県の担当者が市町村へ出向き、設置要綱の策定の助言や関係者会議等での説明など、協議会設置に向けて支援します。



<効 果>

●消費者被害の情報を構成 員で共有することで、被 害の未然防止や早期発見 による被害の拡大防止が 図れる。

<支援策の概要>

「消費者安全確保地域協議会」とは・・・

「地方公共団体の関係機関は、病院、教育機関、消費生活協力団体・協力員その他の関係者を構成員とする消費者安全確保地域協議会を設置できる。」(消費者安全法11条の3)

- ① 地域協議会設置要綱の策定や改正などに向けた助言を行います。 (随時対応)
- ② 地域協議会の設置の意義やメリットについて、先進事例等を交えながら説明します。(随時対応) ※社会福祉協議会や民生委員等の研修会、高齢者被害に関する出前講座とセットでも対応可です。 ※地域の状況に即したネットワークづくりを支援します。

- ●高齢者等を狙った消費者トラブルが年々増加しています。被害を防ぐためには本人が気をつけることはもちろんですが、家族のほか、周囲にいる方々が定期的に声をかけるなど、地域ぐるみの見守りが欠かせません。
- ●高齢福祉部門の既存のネットワークに消費者被害に関する機能を付加する組織づくりなども可能ですので、是非、お気軽にご相談ください。



3-14 (新規) ごみの削減・資源化取組構築支援事業

担当課:一般廃棄物課 連絡先:024-521-7249

<課 題>

- ◇本県の一人当たり1日のごみの排出量は3年連続のワースト2位。加えてリサイクル率もワースト2位
- ◇ごみの削減は喫緊の課題



<支援策>

◇市町村の実情に合ったごみの 削減・資源化の取組構築を支援



<効 果>

◇ごみの排出量削減・リサイク ル率アップで行政コスト削減 ◇ごみの適正処理による施設運 営費削減・長寿命化

<支援策の概要>

□県職員が市町村を訪問し、ごみの削減・資源化の取組構築を支援します!

【内容】

- 1 ごみの組成調査等の結果を基に、それぞれの市町村のごみの種類や排出量など現況を把握
- 2 市町村のごみ排出の特性を踏まえ、対応したごみの削減・リサイクル率アップの取組を策定
- 3 策定した取組を住民等の協力を得て実施し、データ収集
- 4 結果を分析し市町村の実情に合った住民主体の取組を構築・実践

【スケジュール】

- ・4月初旬 市町村への照会
- 5月中旬 支援先決定
- 6月~ 支援開始※20末四共和席を認め
 - ※20市町村程度を選定し支援します。

ごみ削減に待ったなし**♥** 合言葉は「わたしから始めるごみ減量!」

市町村の実情に合ったごみの削減・資源化の取組づくりを支援します。

